

事業者の皆様へ

平成22年2月 都市整備局建築指導課

簡易リフト・エレベーターに関する 建築基準法の手続きについて

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス(法令遵守)が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続き(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問合せについては、裏面に記載している4市又は宮城県の担当部署までお願いいたします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
 - ・ 1 t 未満のエレベーター
についても、原則として
- ① 「建築確認」
 - ② 「完了検査」
 - ③ 「定期検査報告」

問合せ先(建築基準法に関する問合せは下記までお願いします。)

設置場所	担当部署	連絡先
仙台市内	仙台市 建築指導課	022-214-8299 (直通)
塩竈市内	塩竈市 建築課	022-364-1111 (代表)
石巻市内	石巻市 建築指導課	0225-95-1111 (代表)
大崎市内	大崎市 建築住宅課	0229-23-8057 (直通)
それ以外の市町村	宮城県 建築宅地課	022-211-3243 (直通)

4 参考

労働安全衛生法と建築基準法における「エレベーター」の取り扱いの違い

項目	労働安全衛生法	建築基準法							
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター(一般公衆の用に供されるものは除く)で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機(用途・積載荷重にかかわらず)							
区分	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ●簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター かごの面積1㎡超または高さ1.2m超 ●小荷物昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下 							
	<p>高↑</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">③ 簡易リフト</td> <td style="text-align: center;">④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 簡易リフト</td> <td style="text-align: center;">② 簡易リフト</td> </tr> </table> <p>高さ↓</p> <p style="text-align: center;">小←面積→大</p>	③ 簡易リフト	④ エレベーター	① 簡易リフト	② 簡易リフト	<p>高↑</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">③ エレベーター</td> <td style="text-align: center;">④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 小荷物昇降機</td> <td style="text-align: center;">② エレベーター</td> </tr> </table> <p>高さ↓</p> <p style="text-align: center;">小←面積→大</p> <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>	③ エレベーター	④ エレベーター	① 小荷物昇降機
③ 簡易リフト	④ エレベーター								
① 簡易リフト	② 簡易リフト								
③ エレベーター	④ エレベーター								
① 小荷物昇降機	② エレベーター								